

平成28年第1回臨時会

小清水町議会会議録

平成28年第1回小清水町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成28年1月21日（木曜日） 午後3時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 承認第 1号 専決処分した事件の承認について（町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定）
- 第 4 議案第 1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 2号 小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 4号 平成27年度小清水町一般会計補正予算（第6号）について
- 第 8 議案第 5号 平成27年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第 9 議案第 6号 平成27年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第 7号 平成27年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

出席議員（10名）

1番	下平正吾君	2番	槻間善高君
3番	八木勝正君	4番	森浩君
5番	工藤孝一君	6番	大石誠示君
7番	高橋隆文君	8番	林幸雄君
9番	中村俊之君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	林直樹君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明君
総務課長	権藤結君
企画財政課長	金原武浩君
町民生活課長	服部隆文君
保健福祉課長	鈴木祐之君
建設課長	斉藤高広君
教育長	渡邊等君
監査委員事務局長	中野也寸志君

○本会議に従事した者

議会事務局長	中野也寸志君
書記	細川ひろみ君

◎開会の宣言

- 議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成28年第1回町議会臨時会を開会いたします。
（開会 午後3時00分）

◎開議の宣言

- 議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は
2番 槻間善高議員 9番 中村俊之議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
高橋隆文議会運営委員長、はい7番。
○議会運営委員長（高橋隆文君）7番、本臨時会を開催するにあたり、本日議会運営委員会を開き、本日開会の臨時会の会期等について協議をいたしました。
本臨時会の提案件数、議案の内容から判断いたしまして、臨時会の会期は本日1月21日、1日間とすることが適当であると判断したところです。
以上、議会運営委員会の結果についてご報告いたします。
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を中野事務局長から報告させます。
○事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。
本日の会議出席議員数は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
以上で諸般の報告を終わります。
○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。
林町長。
○町長（林直樹君）新しい年を迎えての最初の議会開催でございますので、あらためて新年のご挨拶を申し上げたいと存じます。
皆さまには、希望に満ちた輝かしい新年をお迎えになられたことと存じます。
本年も、引き続き町政進展と円滑なる行政運営に、格別なるご高配を賜りますようお願い申し上げます。
また、本日は急を要する案件をご審議いただくため、平成28年小清水町議会第1回臨時会を招集申し上げましたところ、悪天候の中、全員のご応招を賜りまして、ここに臨時会が開会できますこと、心から感謝申し上げます。

さて、本日の臨時会にご提案申し上げる諸案件でございますが、はじめに、条例関係でございますが、専決処分の承認は、町税条例等の一部改正1件、議案は、平成27年人事院勧告に準拠した職員の給与に関する条例の一部改正など3件、次に補正予算につきましては、人事院勧告等に伴う人件費のほか、12月補正予算編成以降の諸事情により必要が生じた事務事業経費の追加などを主な内容とする平成27年度各会計補正予算4件、合わせて8件でございます。

後程、それぞれ説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ原案につきましてご協賛くださいますようお願い申し上げます。

季節は、一年中で最も寒いとされる大寒を迎え、寒さがさらに厳しくなっております。

皆さまには、くれぐれも健康にご留意いただき、本町発展のためにご活躍いただきますよう、ご祈念申し上げまして、臨時議会招集にあたっての挨拶といたします。

◎承認第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認について、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定を議題といたします。

説明を求めます。

服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）ただいま上程されました承認第1号、専決処分した事件の承認について、説明申し上げます。

議案の3ページでございます。

この専決処分につきましては、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定でございまして、改正された地方税法施行規則の施行の関係から、専決処分としたものでございます。

内容の説明にあたりましては、別途配付しております新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は、上段に記載のとおり、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が、平成27年12月25日に公布されたことに伴う改正でございますが、改正の内容といたしましては、地方税における個人番号利用手続きの見直しに関するものでございます。

まず、第51条第2項の、町民税の減免に関する規定において、申請書に、納税義務者の氏名、住所のほか個人番号の記載を必要としておりましたが、このうち個人番号の記載を不要とするものでございます。

次の、第139条の3第1項の特別土地保有税の減免につきましても、同様の改正を行っております。

なお、今回の改正につきましては、地方税法施行規則の改正が平成28年1月1日から適用されますことから、12月30日付けで専決により町税条例の改正を行い、施行日を公布の日としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第1号、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、承認第1号、原案のとおり承認されました。

◎議案第1号 乃至 議案第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、議案第1号乃至、日程第6、議案第3号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。
説明を求めます。

権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）ただ今上程されました、議案第1号乃至議案第3号について、一括してご説明申し上げます。

改正内容につきましては、人事院勧告に準ずる条例改正でございます。

別途お配りしております資料、平成27年人事院勧告に関する条例改正概要をご覧ください。

はじめに1の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正と、2の小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の改正につきましては、いずれも期末手当を引き上げるもので、6月手当を1.975ヵ月分から2.025ヵ月分に、12月手当を2.125ヵ月分から2.175ヵ月分に、合わせて0.1ヵ月分引き上げる内容となっております。

施行期日につきましては、平成27年4月1日からの適用となります。

次に、3の職員の給与に関する条例の改正でございますが、(1)の給料表の改定につきましては、平均で0.4%引き上げるもので、1級の初任給が2,500円、3級が1,200円、5級の高年齢層が1,100円、それぞれ引き上げる内容となっております。

(2)の期末勤勉手当の改定につきましては、特別職と同様に6月と12月合わせて4.1ヵ月分を4.2ヵ月分に0.1ヵ月分引き上げるものでございますが、本年度に限っては、12月手当で調整する内容となっております。

施行期日につきましては、給料表の改定と本年度に限って調整する期末勤勉手当が、平成27年4月1日からの適用で、改定後の期末勤勉手当については、平成28年4月1日からの施行となります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

はじめに議案第1号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 乃至 議案第7号

○議長(坂田秀昭君) 日程第7、議案第4号乃至、日程第10、議案第7号、平成27年度小清水町一般会計補正予算第6号について。

平成27年度小清水町介護保険特別会計補正予算第3号について。

平成27年度小清水町簡易水道特別会計補正予算第1号について。

平成27年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてを、一括して議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長(金原武浩君) ただ今一括上程されました議案第4号乃至、議案第7号、平成27年度小清水町各会計補正予算、はじめに議案第4号、平成27年度小清水町一般会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。

議案書13ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ275万円を追加し、予算の総額を58億7058万9千円とするものでございます。

16ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正ですが、橋梁長寿命化整備事業債は事業費の追加により、小清水市街第2裏通り整備事業債は事業費の確定に伴い、過疎地域自立促進特別対策事業債は発行可能額の追加によりまして、それぞれ限度額を変更するものでございます。

21ページをお願いいたします。

歳出予算についてですが、各歳出科目における補正予算計上額のうち、平成27年人事院勧告等に伴う人件費の補正につきましては、後ほど、総務課長より給与費明細書にて説明がありますので、私の方からは人件費以外の補正額についてのみ説明させていただきます。

主要施策調と合わせてご覧下さい。

議案書、次のページになります、22ページをお願いいたします。

はじめに、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、25節積立金は、1件の教育費関係指定寄附金として、ふるさと事業基金積立金100万円追加。

次のページになります、3款民生費は、1項社会福祉費、10目介護保険対策費、28節繰出金で、介護保険特別会計支弁職員の人事院勧告に基づく給与改定分に係る介護保険特別会計繰出金29万4千円追加。

8款土木費は、2項道路橋梁費、2目道路新設改良維持費、15節工事請負費で、社会資本整備総合交付金事業工事請負費481万1千円追加、次のページになります。

3項住宅費は、1目住宅管理費、13節委託料で、公営住宅使用料の納入に際し、納入者の利便性向上を図り郵便局での納入ができるようシステムを改修することとし、公営住宅管理システム改修業務委託料45万6千円追加計上するものです。

9款消防費は、1項消防費、1目消防組合費、19節負担金補助及び交付金で、人事院勧告に基づく給与改定増及び扶養親族異動に伴う人件費精査として、斜里地区消防組合負担金37万4千円減額計上するものです。

続きまして歳入予算ですが、18ページにお戻り下さい。

まず、9款地方交付税は、財源調整分といたしまして1374万円減額計上。

13款国庫支出金は、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金341万円減額計上。

16款寄附金は、小清水町の青少年育成事業に対する網走信用金庫からの指定寄附金として教育費寄附金100万円追加計上。

次のページになります、20款町債は、第2表地方債補正でご説明いたしましたとおり、4目土木債で、橋梁長寿命化整備事業債400万円、小清水市街第2裏通り整備事業債420万円、合わせまして820万円追加計上、5目過疎地域自立促進特別整備事業債は、発行可能額の追加により1070万円追加、町債合わせまして1890万円追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）それでは、給与費明細書についてご説明いたします。

議案書の26ページをご覧ください。

1の特別職につきましては、長等が先ほどの人事院勧告に準ずる期末手当の改定によるもので、補正後と補正前の比較の欄で15万4千円の増となっております。

議員につきましては、期末手当の改定による増額分と、昨年4月の改選により新たに議員になられた方にかかる6月手当の在職期間に応じた支給割合100分の30の適用による減額分を差し引いた結果、6万円の減となったものでございます。

次のページ、2の一般職につきましては、比較の欄で給料が450万円の減、職員手当が42万3千8百円の増、共済費が20万5千2百円の減で、合計23万1千4百円の減となっております。

内訳といたしましては、次のページの給料及び職員手当の増減額の明細に記載のとおり、人事院勧告に準ずる給与改定及び退職や育児休業さらには人事異動等に伴う増減となっております。

同様に、このあとご提案いたします各特別会計の補正予算にかかる人件費明細書につきましても、人事院勧告及び人事異動による増減でございますので、特別会計につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂田秀昭君）鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）続きまして、議案第5号、平成27年度小清水町介護保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

議案書30ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、サービス事業勘定において29万4千円を追加し、サービス事業勘定の予算総額を1919万7千円とするものでございます。

補正予算の事項別の内訳ですが、はじめに37ページ、歳出予算の補正では、1款1項、居宅介護支援事業費におきまして、給与改定等に伴います、居宅介護支援事業所一般職2名に係る給与、職員手当等及び退職手当組合負担金の人件費総額で29万4千円を追加計上し、その財源としまして、35ページに戻ります、歳入予算の2款1項、一般会計繰入金におきまして、同額の29万4千円を追加計上するものでございます。

なお、38ページにあります給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）斉藤建設課長。

○建設課長（斉藤高広君）続きまして、議案第6号、平成27年度小清水町簡易水道特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

議案書の41ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ34万8千円を追加し、予算の総額を1億4206万8千円とするものでございます。

補正の内訳でございますが、46ページをお願いいたします。

歳出予算の補正でございますが、1款総務費1項2目一般管理費において、給与改定に伴う人件費の補正として、3節期末勤勉手当、19節市町村職員退職手当組合負担金を追加、また、13節委託料で、水道使用料の納入に際し、納入者の利便性向上を図り、郵便局での納入ができるようシステムを改修することとし、上下水道料金システム改修業務委託料27万3千円追加、合せて34万8千円追加計上するものです。

次に、歳入でございますが、44ページにお戻り願います。

ただ今の歳出予算補正の財源といたしまして、4款繰越金を34万8千円追加計上するものでございます。

以上で簡易水道特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第7号、平成27年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

議案書の50ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ31万8千円を追加し、予算の総額を1億5815万4千円とするものでございます。

補正の内訳でございますが、55ページをお願いいたします。

歳出予算の補正でございますが、1款総務費1項1目一般管理費において、給与改定に伴う人件費の補正として、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節市町村職員退職手当組合負担金を追加、また、13節委託料で、農業集落排水使用料の納入に際し、先ほどの水道使用料と一体で、郵便局での納入ができるようシステムを改修することとし、上下水道料金システム改修業務委託料18万2千円追加、合わせて31万8千円追加計上するものです。

次に、歳入でございますが、53ページにお戻り願います。

ただ今の歳出予算補正の財源といたしまして、5款繰越金を31万8千円追加計上するものがあります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

はい5番、工藤議員。

○5番（工藤孝一君）はい5番、ただ今説明がありました、一般会計予算の説明の中の24ページ、8款土木費3項住宅費の中の公営住宅管理システム改修業務委託料、これらについては委託契約というのはどういう契約の内容でされているのか、何年計画等々、取り決めの内容がございましたら説明をいただきたいと思えます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

斉藤建設課長。

○建設課長（斉藤高広君）ただ今ご質問いただきました、公営住宅管理システムの改修業務でございますが、こちらは、公営住宅の本体とかそういうことではなくて、料金を徴収する際の納付書のシステムの改修に伴うものでございます。

納付書の様式を今回改正しようとするもので、今回補正を計上させていただいたものでございます。

○議長（坂田秀昭君）他に、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい3番、今回の人事院勧告によって、改訂後の数字によって1年間でいたいどれくらいの予算が増えるのか、全部合わせて結構なんですけど、おわかりになればお聞きしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 2 4 分
再開 午後 3 時 2 6 分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）質問にあった人事院勧告にかかる分ということで、はっきりした、明確に集計はしてないんですけど、一般会計でちょっと説明させていただきます。

議案書の 28 ページになります。

ここの（2）の給料及び職員手当の増減額の明細になるんですけど、ここに給料、で増減額が三角の 450 万円、その横に給与改定に伴う増加分 47 万 4 千円となっています。

今回給与改定で、給料表が引き上げられて、それに伴う増加分が 47 万 4 千円ということで、かなり少ないなというふうに思われるんですけど、これについては、去年の人事院勧告で給料表が、高齢層を中心に 2% 引き下げられました。

但し、下がった差額については、3 年間現在の給与を保障するという事になっています。

それで今回、0.4% 引き上げられたんですけど、その減給保障の差額の範囲内に収まっているためその増加分が、若年層でしかわずかに、この 47 万 4 千円でしかでてこないという状況になっています。

手当については、完全に 0.1% 引き上げられていますので、その下に、職員手当 484 万円、一般会計で増加となったということになっています。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか、他に。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

はじめに議案第 4 号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 4 号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 5 号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 6 号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、議案第7号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

- 議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。
これをもって、平成28年第1回町議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午後3時29分)